

岡山県議会会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会会議規則（昭和五十一年岡山県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百二十二条」を「第三百二十二条―第三百三十四条」に、「第一百十条（資格決定の審査）」を「第一百十条（資格決定の審査）」を「第一百十条の二（資格決定の通知）」に、「第三百二十二条」を「第三百二十二

条―第三百三十四条」に、「第三百二十二条（会議規則の疑義）」を「第三百三十三
第三百三十四

条（電子情報処理組織による通知等）

条（電磁的記録による作成等）に改める。

条（会議規則の疑義）

第十條を次のように改める。

（会議時間）

第十條 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認められる場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

第三十三條に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第一百八條第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第十二章中第一百條の次に次の一條を加える。

（資格決定の通知）

第一百條の二 法第二百七條第三項の規定により準用される法第一百八條第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第一百二十二條第二項本文中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同項ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第三百二十二條を第三百三十四條とし、第十八章中同條の前に次の二條を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第三百二十二條 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組

織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第二十一条、第四十二条第三項、第九十三条第一項本文及び第二百二十七条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第百三十三条 この規則の規定(第三十条第一項(第八十六条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規

則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に鑑み、請願書の提出など議会における通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手続に関する規定を設ける等所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。